

ネット上の人権侵害

- 被害者にも加害者にもならない努力 -

佐藤佳弘

(株)情報文化総合研究所、武蔵野大学大学院

はじめに

1. ネット人権侵害の現況

クイズ - 人権侵害

- (1) 50 年前に描いた未来社会
- (2) たどり着いた現代社会
- (3) ハイテク犯罪の相談件数
- (4) ネット上の人権侵犯事件数

2. ネット上での人権侵害

- 名誉毀損
- 侮辱
- 信用毀損
- 脅迫
- さらし (個人情報、プライバシー)
- ネットいじめ
- 児童ポルノ
- セクハラ
- 部落差別

3. どうしたらいいの？

3.1 被害の申告

(参考) 開設されている人権相談所

- 常設人権相談所
- 子どもの人権110番（電話 0120-007-110）
- 女性の人権ホットライン（電話 0570-070-810）
- 外国人のための人権相談所
- インターネット 人権相談受付（<http://www.moj.go.jp/JINKEN/>）

3.2 掲載内容の削除

- プロバイダ責任制限法

3.3 法的な手段

（１）親告罪という壁

（２）被害者に対する法的な救済

- 名誉毀損の救済
- 侮辱の救済
- セクハラの救済
- プライバシー侵害の救済

（参考）メールでの名誉毀損・侮辱

3.4 損害賠償の請求

（１）精神的被害に対する償い

- 名誉の値段（損害賠償額）
- 名誉感情の値段（損害賠償額）

（２）裁判に関わる費用

- 弁護士費用
- 代償が大きい損害賠償請求
- プライバシーの値段（損害賠償額）

4. 安心・安全のネット社会へ

4.1 社会的な取り組み

(1) 自治体の取り組み

- 「有害」書き込み禁止条例（岡山市）
- インターネットステーション（奈良県）
- 弘大ネットパトロール隊（青森県弘前市）

(2) 学校の取り組み

- ネットパトロールの動き

(3) 警察庁の取り組み

- サイバーパトロール
- インターネット・ホットラインセンター

(4) 民間の取り組み例

- モバゲータウン

4.2 技術的な取り組み

- 発信者の特定

4.3 今後の課題

クイズの答え

さいごに

ご質問がありましたら遠慮なくどうぞ

佐藤佳弘（SATO, Yoshihiro）

E-mail: icit.sato@nifty.com

<http://www.icit.jp/>

（株）情報文化総合研究所 代表取締役所長

223-0058 神奈川県横浜市港北区新吉田東 5-52-14

クイズ - 人権侵害

か × で答えましょう。

No	問題	答え
1	ハイテク犯罪の相談の半分は、名誉毀損・誹謗中傷に関するものである。	
2	インターネットを利用した人権侵犯事件は増えている。	
3	ネット掲示板での悪口は、名誉毀損罪になることがある。	
4	人をバカにする発言は、罰金になることがあっても拘留されることはない。	
5	メールにハートマークを使うとセクハラになることがある。	
6	ネットで児童ポルノを収集して所持することは、禁止されていない。	
7	プロバイダは相当の理由があれば、無断で書き込みを削除できる。	
8	被害者が告訴しなければ、名誉毀損罪や侮辱罪は成立しない	
9	名誉毀損罪や侮辱罪の罰金は、被害者に渡されない。	
10	メールでの暴言は、名誉毀損罪や侮辱罪にはならない。	

【拘留(こうりゅう)】1日以上30日未満の範囲で拘留所に収容すること。

【拘留所(こうちしょ)】被疑者、刑事被告人、死刑確定者、懲役受刑者を収容する法務省の施設。主として刑事裁判が確定していない者を収容する。